解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一番地ピオシティ八階

特定非営利活動法人中国文化センター

清算人　横尾　佑一

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

横浜市都筑区大熊町八番地一

株式会社インテリアタカハシ

代表清算人　髙橋　幸弘

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

静岡県沼津市高沢町四番二三号

有限会社大島牛乳店

清算人　大島　厳夫

解散公告

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

静岡市葵区御幸町六番地　静岡セントラルビル七階

特定非営利活動法人からだの学校

清算人　小森やよい

解散公告

当社は、平成二十五年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

三重県四日市市富田四丁目五番一一号

株式会社堀田

代表清算人　堀田　雅裕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

大阪市旭区大宮三丁目一番三九号

有限会社門電器技研

清算人　門　成昭

解散公告

当社は、平成二十五年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

大阪府門真市新橋町一四番一号

松下住宅建設株式会社

代表清算人　松下　明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

兵庫県西宮市上田中町一八番三五―六一五号

有限会社ユーホーム

清算人　植田　泰治

解散公告

当社は、平成二十五年五月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社の債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

和歌山市新通二丁目一三番地

ユタカ不動産株式会社

代表清算人　上續　明子

解散公告

当社は、平成二十五年五月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

宮崎県宮崎市清武町船引五反畑七二九六番地一

有限会社清武エコ・クリーン

清算人　日髙　勝隆

解散公告

当法人は、平成二十五年五月十八日開催の正会員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

那覇市小禄一二八五―四高正アパート二―C

特定非営利活動法人沖縄バリアフリー研究会

清算人　井上　将

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

北海道旭川市常磐公園石狩川治水学習館内

財団法人旭川河川環境整備財団

清算人　髙瀬　善朗

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の評議員会及び理事会の決議並びに宮城県知事の承認を得て、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢一番地

財団法人東北新生園慰安会

代表清算人　横田　隆

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年五月三十一日宇都宮市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

栃木県宇都宮市下栗町二九四〇番地三

宇都宮市下栗・平松本町土地区画整理組合

清算人代表　平野　起佑

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年五月二十四日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

富山市三番町三番二号

西町東南地区市街地再開発組合

代表清算人　髙川　登

解散公告（第一回）

浜松市飯田土地改良区は、平成二十五年五月二十八日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

静岡県浜松市南区鶴見町一二一〇番地の四三

清算法人浜松市飯田土地改良区

清算人代表　杉山　義治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月十八日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字樫原五〇一番地

社団法人樫原親栄会

代表清算人　梅本　和彦